

能代市教育等の振興に 関する施策の大綱

令和5年3月
能代市

はじめに

本市では、大綱において「学び合う感謝と思いやりにあふれる“わ”のまち能代」を基本理念に掲げ、子どもたちが安全・安心な教育環境の中で健やかに成長できるよう、教育委員会と共に各種施策に取り組んでまいりました。

本市の教育のこれまでの5年間を顧みると、幼保小の連携、特別支援教育、ICT教育、コミュニティ・スクール等、時代に即した課題に向き合い、大綱に沿った形で学校や家庭、地域の皆様方と共に、より良い教育について考えてきた歩みが見えます。世界中で新型コロナウイルス感染症が拡大し、未知への恐怖の中、新たな生活様式への変容を迫られた令和2年3月、あれから3年が経過しました。その間、子どもたちの学びを止めないために、今できることは何かを探りながら、教育環境を維持するための試行錯誤が繰り返されました。

そのような中でも、教育現場においては、元気なあいさつや生き活きた表情、全国トップクラスの学力等に反映される、健やかで明るく元気な子どもたちが存在し、市民に活力を与えました。

「能代っ子中学生ふるさと会議」での中学生による市への提言、活発な議論等、成長の姿を見ていると、教育とは、未来を担う子どもたちへの投資であり、社会の形成者としての資質・能力を育む大事な滋養であることに、改めて畏敬の念を抱きます。

第二次能代市総合計画の後期基本計画には、まちづくりの基本理念として、“こころ”、“からだ”、“もの”の豊かさを実感できるふるさと能代を目指し、幸せを共に創っていこうとする「幸福共創」を掲げております。

本大綱は、前大綱の基本的な考え方を踏襲しつつ、家庭環境の多様化や地域とのつながりの希薄化といった現代における課題を鑑み、大人も子どもも学び合い、地域が一体となった幸せの創造のために、主体的・対話的で深い学びの実現、暮らしにつながる学びの場づくり等、明るい未来に向けた施策の方向性を示しました。

次代を担う子どもたちの視線の先に、希望が見える未来をつくるため、教育施策の根幹として、本大綱が次代を照らす松明となり、私たち大人が高く掲げ前進してまいります。

令和5年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

第 1 章 大綱の策定について

策定の経緯

能代市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 第 1 項に基づき、教育や文化、スポーツの施策の基本的な方針として、平成 27 年 11 月に「能代市教育等の振興に関する施策の大綱」を、平成 30 年 3 月には、新たに「能代市教育等の振興に関する施策の大綱」(第 2 次)を定め、5 つの基本目標のもと各種施策に取り組んできました。

前大綱が令和 4 年度末までとなっていることから、総合教育会議での協議を経て、令和 5 年度から今後 5 年間を対象とした新たな大綱を策定しました。

大綱の位置づけ

大綱は、能代市の教育の目標や施策の根本的な方針です。

国の教育振興基本計画を参酌し、県の教育振興基本計画及び市の総合計画等との整合性を図ります。

大綱の進行管理

大綱の進行管理は、能代市教育委員会事務点検・評価報告により行います。

大綱の期間

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間

第2章 大綱の理念と目標

基本理念

「学び合う 感謝と思いやりにあふれる“わ”のまち能代」

能代市は「感謝と思いやりにあふれる“わ”のまち能代」を目指し、各種施策を展開しています。

この感謝と思いやりは、人と人との関わりや自分を取り巻く環境から学び、育まれるものと考えます。

少子高齢化や地域のつながりの希薄化、コロナ禍における生活様式の変容など変化する社会の中で、家族や地域とともに今の自分があることに感謝し、ふるさとの豊かな自然と長い歴史、伝統ある文化を大切にしながら、大人も子どももお互いの立場や考え方を尊重し合い、支え合って暮らすことができるまちを目指して、教育関連諸施策の充実を図ります。

基本目標

基本理念の実現に向け、ふるさとに誇りと愛着をもち、心豊かに夢をもった健やかな人を育むため、5つの基本目標とその施策の方向性を次のように定めます。

1 学校・家庭・地域・行政が一体となった、次代を生きる子どもたちを育むまちづくりの推進

学校・家庭・地域・行政が協働で、地域の特性や人材を活かした学習機会の充実を図り、子どもの社会性を育みます。また、子どもと大人がともに学び合う機会をつくります。

【施策の方向性】

① 学校・家庭・地域の連携促進

学校、家庭、地域が連携して学習活動の充実を図り、地域全体で子どもたちの健全な成長を支える取り組みを促進します。

② 親子で学び合う機会の提供

親子で楽しみながら参加できる地域学習や異世代交流の機会を提供し、親子の絆を深めるとともに、子どもの社会性を育みます。

③ 家庭教育の支援

時代の変化や子どもの成長過程に応じた情報提供や相談、様々な学習機会の提供を行い、家庭教育を支援します。

④ 読書活動の推進

思いやりや読解力、想像力を育む読書活動を推進し、気軽に読書に親しむことができる環境を整備します。

⑤ 食育の推進

学校給食や食について理解を深める体験活動事業を通して、子どもの健やかな成長を支援します。

2 豊かな人間性を育む学校教育の推進

積極的に学校と地域が交流・連携し、感謝と思いやりにあふれた豊かな心と健やかな体、そして「自ら学び、考え、行動する力」をもった児童生徒の育成に取り組みます。

【施策の方向性】

① 主体的で創意ある教育活動の推進

児童生徒の感性を磨き、創造力を豊かにするため、ふるさと教育の推進や宇宙・科学技術の学びの充実を図るなど、各学校の主体的で創意ある教育活動を推進します。

② 心豊かな人間性と健やかな体を育む教育の推進

いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題について、未然防止や早期発見、即時対応等を適切に行うよう努めるとともに、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム^(*)の構築を目指します。また、たくましく生きるための体を育成します。

③ 基礎学力の向上を図る学習指導

児童生徒の基礎学力の確実な定着を図るとともに、ICTを効果的に活用し、主体的・対話的な深い学びの実現を目指します。

④ 幅広い識見と実践的指導力を培う教職員の研修

研修機会の提供と充実により、教職員の識見を広げ、実践的指導力を向上させます。

⑤ 安全・安心な学校教育の充実と環境の整備

児童生徒が安全・安心で楽しい学校生活を送るため、学校安全に関する指導を推進するとともに、学校施設の適切な維持管理や必要な支援員の配置、就学援助等の教育環境を整えます。

(*)「インクルーシブ教育システム」：障害者が精神的及び身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的のもと、障害のある方と障害のない方が共に学ぶ仕組み。

3 より心豊かで生き生きとした暮らしにつながる学びの場づくりの推進

だれもが豊かな人生を送ることができるよう、学んだことを地域活動に活かすとともに、支え合う中でつながりを深めていきます。

【施策の方向性】

① 生涯にわたる多様な学びの機会の提供

多様な学習ニーズやライフステージに応じた学びの充実を図り、だれでも参加できる講座の開催や情報発信に努めます。

② 学びと活動をつなげる環境づくり

学びによる仲間づくりを支援するほか、学びの成果を地域活動に活かす場や機会や、だれでも気軽に集い、交流できる場の提供に努めます。

③ 若者の主体的な活動や地域活動への参画促進

若者の仲間づくりや自主的な活動を支援するほか、地域づくりやボランティア活動をはじめとして、社会への実践的な参画を奨励、促進します。

4 ふるさとの文化の継承と文化芸術の振興

ふるさとの誇りを守り伝えるため、郷土の伝統芸能や文化財を市民共有の財産として、その保存、継承に取り組みます。また、子どもの文化体験活動を推進することにより、世代間交流を促し、あらゆる世代が共に文化芸術を楽しむ場をつくります。

【施策の方向性】

① 子どもの文化体験活動支援

相談体制を整えることにより、学校における文化芸術体験や親子の伝統文化体験活動を支援します。

② 地域固有の文化芸術の継承

学校や地域と連携し、地域固有の文化芸術である民俗芸能や民俗行事の継承活動を支援します。

③ 文化財等の調査・保存・活用の推進

文化財等や歴史資料、その他の資料の分類・整理を進め、活用を進めていきます。また、国指定史跡檜山安東氏城館跡環境整備計画に基づいた取り組みを推進します。

5 スポーツで輝く夢のあるまちづくりの推進

市民や関係団体等と連携・協働しながら、だれもが生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、健康で豊かな生活を営む元気なまちを目指します。また、スポーツを活用して交流人口の拡大を図るとともに、地域に活力をつくり出します。

【施策の方向性】

① 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

心身ともに健康な大人となる基礎をつくるため、学校体育と地域のスポーツ活動を支援し、体力の向上に努めるとともに、地域における子ども・若者のスポーツ機会の充実を図ります。

② ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

体力や年齢等に応じて、日常的に運動やスポーツを楽しみながら、体力づくり、健康づくりに取り組み続けることができる環境を整えます。

③ スポーツを活用した地域の活性化

バスケの街づくりの推進や特色あるスポーツ事業、全国レベルの大会誘致、トップアスリート等によるスポーツ教室の実施により交流人口の拡大に努めます。

④ 市民が主体的に参画できるスポーツ環境の整備

スポーツクラブ等への支援や地域スポーツ指導者・競技スタッフ等の人材育成・支援に努めるとともに、安全で利便性の高い施設の充実を図ります。